

平成20年2月6日

経営状況分析を
申請される皆様へ

財団法人 建設業情報管理センター
(略称：CIIC)

経営状況分析の再申請について(ご案内)

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素はCIIC業務へのご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年4月1日より経営事項審査が改正されるに伴う経営状況分析の再申請につきまして、申請方法等下記のとおり取り纏めましたのでご案内いたします。

なお、ご不明な点などがありましたら、最寄りの支部・事務所まで気軽にお問合せください。経営状況分析の申請につきましては、引き続きCIICをご利用くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

【再申請とは】

改正前の基準により既に経営状況分析結果通知書をお渡ししている場合に、改正後の基準により、再度、経営状況分析の申請を行うことをいいます。

【再申請の対象】

次に掲げる事項の全てに該当する場合を指します。

- 1)改正前の基準による経営状況分析結果通知書をCIICより受領済みであること
- 2)再申請と受領済み経営状況分析結果通知書の次に掲げる項目が同一であること
 - ① 許可番号
 - ② 審査基準日
- 3)上記許可番号、審査基準日における改正経審を許可行政庁へ申請すること
- 4)分析財務諸表が建設業法様式であること

なお、次のいずれかに該当する場合は再申請の対象となりませんのでご注意ください。

- ①連結財務諸表による申請の場合
- ②税務申告決算の再提出等により財務諸表の内容を大幅に修正されている場合

【再申請の受付開始時期】

平成20年2月20日を予定しております。

【再申請による経営状況分析結果通知書の発送時期】

平成20年4月1日以降、審査が終了したものより配達記録郵便にて順次発送します。

【再申請に伴う分析手数料】

CIICにおける再申請の手数料は、経審改正に伴う申請者負担を考慮し 無料 とします。

【再申請に必要な書類】

経営状況分析申請書(改正対応版)・・・表題脇へ「再申請」と朱書きしてください。

※CIICホームページより、「分析申請書様式」または「改正に対応した”分析パック”(近日掲載予定)」をダウンロードのうえご利用ください。

※なお、旧基準の前回申請と内容が異なる場合は、修正に係る書類の提出をお願いいたします。

【再申請の留意点】

今回の改正により、損益計算書の「手形割引料」は「支払利息」から外れることとなりました。よって、「支払利息」に「手形割引料」を含めて計上している場合には、次の修正をお願いいたします。

手形割引料 → ①支払利息から当該金額を除く。 ②「手形売却損」(営業外費用)として計上する。
--

【再申請の申請方法等】

通常申請と同様、CIIC支部・事務所へ配達記録郵便または持参による申請となります。

【お問合せ先】

東日本支部

北海道・東北 地区担当 TEL03-3544-6903

中部・北陸 地区担当 TEL03-3544-6902

関東 地区担当 TEL03-3544-6901

北海道事務所 TEL011-222-2688

西日本支部

近畿 地区担当 TEL06-6767-2801

九州・沖縄 地区担当 TEL06-6767-2803

中国・四国 地区担当 TEL06-6767-2802

九州事務所 TEL092-483-2841

以上